

近世唐招提寺修造勧進史料の紹介

1 はじめに

歴史史料研究室では唐招提寺所蔵聖教・古文書の悉皆的調査をおこなっている。成果の一部は『唐招提寺の歴史と景観』(2006)において、近世・近代境内の変遷について取り上げている。本稿では、その後の調査で、近世の修造勧進史料をいくつか確認したので、ここに紹介し境内建造物再建の様相をみていく。

2 隆光による造営勧進

唐招提寺は元禄期（1688～1704）に、護持院隆光の働きかけによって幕府主体の大規模な修造がおこなわれた。護持院隆光（1659～1724）は大和国添下郡常福寺村（現奈良市佐紀町）河邊氏（超昇寺氏）の出自であり、10歳で唐招提寺に入り、その後奈良・京都の諸寺にて学問を得た¹⁾。貞享3年（1686）に筑波山知足院住持に任せられると、5代將軍綱吉の信頼を得て元禄元年（1688）に江戸城鎮護・護持院の院号を称し、元禄8年に大僧正となる²⁾。綱吉は寺社修造事業に積極的であり、隆光は南都における修造の働きかけをおこなった。古川攝一氏は『隆光僧正日記』等を用いて南都における寺社修造の全体像を概観している。古川氏によると、唐招提寺においては元禄4年に隆光・柳沢吉保が施主となった「十六羅漢図」（鎌倉時代）修理が兆しとなって、元禄5年より金堂・東塔等の伽藍の修理、移動をおこなった³⁾。平岡定海氏は、この元禄修造に際して御祈禱十万人講勧化がおこなわれたことを述べる⁴⁾。ほかに『奈良市史 通史3』（1988）も元禄修造を取り上げるが、その記述は平岡論文に依拠していると思われる。ただし平岡論文は出典を明記していない憾みがある。奈文研の調査成果と対照すると、平岡論文が使用した主たる史料は唐招提寺所蔵の「祈禱十万人講勧化帳」や、【史料1～3】等と思われる所以、下記にその史料を紹介する。

【史料1】は、隆光が自筆で元禄修造終了直後である元禄10年暮秋（9月）に記したもので、唐招提寺の現状に対する隆光の思いがうかがえる重要な史料である。隆光は、蔵松院英範より伽藍の損壊を聞き、その対応、大

君（綱吉）と桂昌院への支援を決意している。また、【史料2】は文政8年（1825）におこなわれた20ヵ国御免勧化帳だが、元禄修造御祈禱十万人講勧化の様相にも言及している。元禄の際は、英範が綱吉により白銀500枚寄進されたのを契機に、元禄6年より5カ年にわたり、南都・三都などで勧財をおこなったという。大名・旗本から民衆に至るまで約17万8千人より奉加を受け、2万両を得た。平岡論文でもこの数字に言及しており、記載こそないが【史料2】も出典のひとつと考える。

【史料3】は明和6年（1769）作成ではあるが、元禄修造に際して將軍家等より施入された品々を記載している。差出は省略されているが、同文書の写しによると年預教学院照栄、役者法華院元鏡とある。平岡論文では、桂昌院らより戒壇堂・仏舎利をはじめ、「華鬘・幢幡・縵幕、等にも葵紋を付して近代まれなる優美な莊嚴」と評価している。【史料3】も平岡論文の原史料のひとつであろう。【史料3】をみると、もっとも早いものは元禄9年12月である。【史料2】では、戒壇堂造営のために將軍家は祈禱料とは別に多大な寄進をおこなっている。『招提千歳伝記』によると元禄9年戒壇堂落慶が執りおこなわれており、それにあわせて「七種宝物箱品々」が寄附されたことがうかがい知れる。年月不詳な品を除くと、綱吉・桂昌院による施入は元禄11年9月が最後であることからも、幕府が直接的に関与した元禄修造はこの時期に終了したとうかがえる。また、【史料1】からは唐招提寺による国家祈禱を受けて何を寄進すべきかを検討するなど、綱吉・桂昌院の熱意がうかがえる。綱吉は梵網經の自筆要文を記した軸を寄附（【史料3】）している。古川氏は元禄期寺社修理とは、統治者として権威を示す大規模な事業であり、そこには「伽藍の建築や仏像までも対象」であったと評した。【史料3】は幕府による勧化を制度面にとどまらず検討できる史料といえる。また、近世における境内の様相を理解する上でも重要な史料となるだろう。

3 元禄以降の修造勧化

【史料2】を改めてみておく。文政の修造勧化の契機となったのは享和2年（1802）6月の落雷であった。落雷により五重塔が焼失し、その火災を受けて鎮守社・楼門・廻廊も焼失し、御靈殿は大破、仏像・経蔵の一切經

御南 奉都 行所 <small>明和六 己丑年</small> <small>同行者</small>	<small>大和国添下群 無本寺 唐招提寺年預</small>	<small>右者元禄年中 護持院隆光大僧正當寺江寄進 御座候年月日相知レ不申候</small>	<small>一、御祈禱所 葵御紋附</small>
			<small>右者桂昌院様戒壇御再興被成下候 時節右両所共及修覆候處御願申上葵御紋附</small>
		<small>右者元禄年中護持院隆光大僧正當寺江寄進 御座候年月日相知レ不申候</small>	<small>一、御靈屋 葵御紋附</small>
		<small>右者元禄年中護持院隆光大僧正當寺江寄進 御座候年月日相知レ不申候</small>	<small>一、嚴宥院様御筆物一軸 智仁勇之大文字 葵御紋附</small>
		<small>右者元禄年中護持院隆光大僧正當寺江寄進 御座候年月日相知レ不申候</small>	<small>一、墨絵掛物一軸 表具金鑑葵御紋附一軸 右者元禄年中護持院隆光大僧正當寺江寄進 御座候年月日相知レ不申候</small>
		<small>右者正徳五年七月十六日右隆光大僧正ヨリ當寺西 方院江寄進御座候</small>	<small>一、戸張十掛 金鑑 葵御紋附一掛 右者正徳五年七月十六日右隆光大僧正ヨリ當寺西 方院江寄進御座候</small>
		<small>右者元禄十二己卯年秋從山科十禪寺當寺 藏松院前住英範江被相贈候月日相知レ不申候 右之通御座候、以上</small>	<small>一、弘法大師御影十軸 表具金鑑葵御紋附一軸 右者正徳五年七月十六日右隆光大僧正ヨリ同段 一、黒漆竹之筒 葵御紋附 右者元禄十二己卯年秋從山科十禪寺當寺 藏松院前住英範江被相贈候月日相知レ不申候 右之通御座候、以上</small>

も損壊したという。また、元禄修造勧化を参考に、護摩祈禱を修行するといった検討もしている。一方で、平岡論文・『奈良市史』では文政修造勧化は失敗に終わったと述べている。嘉永元年（1848）には戒壇院も炎上し、明治に至ると社寺上知令などの危機に陥った。唐招提には元禄期「祈禱十万人講勧化帳」、【史料2】をはじめ文政御免勧化帳が多く残っており、奉加の数的検討が今後必要になっていくだろう。

元禄修造に大きく貢献した隆光は宝永6年（1709）に超昇寺に戻り隠棲した。次の史料は元禄修造後に出来た史料（宝蔵長持仮2函18号、小切紙）である。

覚

此度寄進之道具壳払銀子若不足ニ御座候ハヽ、此方々可補之候、若又余銀有之候ハヽ、此方江可申請候、以上

享保九甲辰年五月廿九日隆光印

招提寺衆中參

隆光が逝去する直前に唐招提寺へ充てた史料の写しである。関連する史料は未だ発見できていないため簡単な紹介にとどめたい。隆光より道具を寄進した、これらを売却し得た銀子でも不足があった場合は隆光が残りを補うこと、もし余りが出た場合は申し出よ、と記されている。自身が復興に貢献した唐招提寺に対し、隠棲したのちも心配をしていたことがうかがえる。

4 おわりに

本稿では雑駁ながら唐招提寺修造勧化に関する史料を紹介した。これらの史料は近世における寺社政策・再興にとどまらず、美術・建築を含めより悉皆的に把握する必要があるだろう。

（栗原正東）

註

- 1) 青山茂「護持院隆光大僧正の墓所」『日本文化史研究』25、1996。
- 2) 林亮勝「將軍綱吉と護持院隆光」『日本仏教学会年報』37、1971等。
- 3) 古川攝一「護持院隆光の寺社修理」岩崎奈緒子ほか『日本の表装と修理』勉誠出版、2020。
- 4) 平岡定海「江戸時代に於ける南都寺院の復興について」『史跡と美術』470、1976。



図107 「御筆後鑑記」卷末

縁集を発願し普く貴賤道俗を勧進し奉る所なり、冀く
は十方有信の檀越殊にハ元禄年中十万人講に結縁の旧
家文政の今日に至るまで其姓名明白に連續し給ふ方々
共に一塵一滴のたからを喜捨し大伽藍の営事を助けた
まへかし、是則上の國命に応し次は祖先の芳躅に継
て其いさほし永く子孫に伝へんものか、抑佛種は縁に
よりて發る、文政乙酉二十ヶ国勧進の善縁は元禄壬申
十万人講積善の余慶なる事を思量し十万人講に継副し
て有縁集を発願し千手堂長日御祈禱密法護摩供退転な
く是を修行し更に三長月誦誦大般若經を増加して天下
泰平五穀成就并に諸檀越二世安樂を祈誓し奉らハ、則
佛種開発して慈眼視衆生福衆海無量の功德疑ふへから
す、仍て伽藍修理御祈禱有縁集勧進の状如件
文政八乙酉歲秋八月穀旦

南都 唐招提寺大衆等（「南都／唐招／提寺」印）

〔史料3〕宝蔵文書仮七函、共紙表紙、史料3ハ袋綴装ト
〔表紙〕
〔葵御紋附由緒書〕
スル

大和国添下郡

唐招提寺

一、七種宝物箱品々重々

各黒漆塗之箱之覆トモ 葵御紋附

右者元禄九丙子年十二月於 関東諸宝物

奉入 御上覧候砌

桂昌院様 御寄附被 成下

一、小打敷 紺地 葵御紋附

御名并元禄十五年五月令旦ト御書付附御座候

一、宝物入錦小袋 同段

一、戸張	葵御紋附	式具
赤地金鑄一具	白地金欄一具	
右者從桂昌院様御寄附		
御名 <small>井</small> 元禄十一 <small>戊寅</small> 年九月令旦卜御書附御座候		
一、竿張之水引		壱張
紺地金鑄	葵御紋無	
一、水引	同段	
一、幡		
紺地金鑄	葵御紋無	
一、法被		
赤地縦子	葵御紋附	
一、葵御紋附金之花鬘		
一、葵御紋附宝幢		
一、打鋪	葵御紋附	
紺地金鑄	赤地縦子式	式拾四
一、葵御紋附金之花籠	茶縦子式	
一、同 花籠覆		
一、天蓋覆	葵御紋附	
一、葵御紋附金之居箱		
右之品々何レ茂	桂昌院様御寄附	
御名 <small>井</small> 元禄十一 <small>戊寅</small> 年九月吉旦卜御書附御座候		
右者桂昌院様 <small>ヨリ</small> 元禄十一 <small>戊寅</small> 年九月御寄附御座候日限		
相知 <small>レ</small> 不申候		
一、拝領之御長持		
一、御絵符	葵御紋附	
桂昌院様 <small>ヨリ</small> 元禄年中一山惣代関東往来仕候 <small>ニ付</small>		
御免被為成下候由 <small>ニ</small> 御座候得共何年何月何日ト		
申儀相知 <small>レ</small> 不申候		
春慶塗葵御紋附	葵御紋附木綿覆 <small>トモ</small>	
一、拝領之御長持		
一、御絵符	葵御紋附	

- 漢字は原則として現在の通用字体としたが、「佛・禱」などの文字は正字を用いた。
- 訛文には新たに読点()を施した。
- 本文中に()で説明註・校訂註を適宜補つた。
- は原文ママとし、補書に入る場所を示す。
- 闕字は一字空け、平出は二字空けにした。但し、【史料3】のみ一つ書きのため原文ママとした。

【史料1】宝藏長持仮一函、巻子本、絹本、金切箔

(表紙題墨)
散シ楮紙打紙ニテ裏打、金界

後鑑記
(御筆後鑑記)

恭惟唐招提寺者 聖武皇帝歎願之日過海大師創建之地

律門之本源戒壇之嚴興也、凡及千歲無回祿之憂、雖然
堂閣朽故、牆壁墻落、柱根腐敗、梁棟頽危、予曾住此

地、悲歎有年幸蒙 台命、菅江城護持之法深浴恩波也、
律師英範歎彼伽藍壞損、励修造之志錫東來、就予求此

方便、予亦不能默忍、遼達 上聞、切請修補、 大

君幕下睿智天縱賢才俊秀、充文充武仁政是新、且入釈
門敬佛陀、興伽藍施僧伽建蘭若、大慈懷大悲立業、忝

許容微願、賜白宝如子、而奉 命扣十方檀門修復之功、
既過半然其戒壇已陵夷頽失旧儀也、 尊母桂昌院殿宗

子尼公婦儀、円備貞德全具朝崇三寶夕報四恩慈愛篤信
之志異于他、令護國寺僧正快意願築戒壇必然之、賜黃

金許多是以、不違戒壇図・經説悉造立之、可謂尽義尽
善者也、然又啓 尊母言、往昔 孝謙帝雖懸官額於此

戒壇、今已亡矣、伏願賜 大君御筆為壇顏晨夕祈武
運永久英寿延長、以仰鴻恩而報廣德也、 尊母心然之

同

白銀百枚

御台様より白銀千枚

大姫君様より白銀百枚

告 大君、大君曰我何補于勅額之跡乎、然慈教之命難

拒強、而馳秃筆唯結法縁耳、於此依梵網經中有護持、

如明珠文大書明珠之両字細書、孝順至道之法孝名為戒

之十字以寄之 尊母乃加表鋪賜之、又賜宝幡三十流

・法衣十領及戒場之法具、誠此寺珍奇何物加之乎、匪

啻今日之義、万世之榮也、熟惟戒者三世諸佛之大道十

方薩埵之本師衆行之根萬德所因生也、照曜覺智故譬如、

日月莊嚴法身故、喻於瓔珞既名制止則無衆惡不斷、又

稱孝順則無諸善、不集所無復、天平嘉禎之住運再鑿戒

珠護之、如浮囊持之如油鉢、師資稟承至未來際也

元禄十歳次丁丑暮秋日

武城護持大僧正隆光詔

單廓円朱印(「護持院」) 単廓方朱印(「□□/隆光印」)

〔表紙題墨〕
御免勸化帳 摂津

【史料2】宝藏文書仮五函、黄色装幀表紙、堅帳

〔表紙題墨〕
南都招提寺伽藍修宮新御祈禱有緣集勸進疏

当寺ハ 聖武皇帝唐の鑑真大師に勅して開基し給ひし

律宗最初の道場なり、草創より千年の春秋をかさねぬ
れハ星霜久しく諸堂やうやく大破に及びぬ、早く修補

を加へすは終に荒廃に至らんとす、此よしを元禄年中

縫物也、其余の華鬘幢幡玉蓋縵幕等葵御紋附の御寄附

物数々なれハ伽藍の莊嚴前代に弥増して光輝を

多くも 常憲院様の御染筆なり、三千粒佛舍利の金

塔七重の覆ひ袋は忝くも 彩色まで葵の御紋ちらし也、就中戒壇堂の御額は恐れ

かゝやかしける、しかるに其時より年序百三十餘年也、
星霜の積るにしたかひ棟瓦亦傾き落んとすしかのみならず、享和二年六月天雷五重の屋根に余りて千有余年の大塔一時に灰塵となりぬ、儼然たる鎮守社檀樓門廻

廊も焼亡せり、余烟のかかる所御靈殿ハ大破におよび
講人別勸進をゆるさせ給ひ、再び御祈禱料別してハ

公にきこえあけ奉りしかハ則元禄五年壬申二月公序

の御沙汰として白銀五百枚を賜はり、上方近国十万人

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて

公方様より黄金七百枚

奉為尾張様御祈禱

桂昌院様より白銀三百枚

御所様方よりハ右のことく御寄附あらせられ、猶また

御府内武家方一統へ別に仰出さる旨、御老中御列坐

にて諸御奉行諸御役人夫々御頭役まで諸家の寄附物取

集めあるへし、との仰なれハ、諸御大家御旗本方・貴

族各々御高名を十万人講に加入なし給ひぬれハ、まし

て其已下の人々は他の人におくれなむことをあらそひ

奉加をし、所の諸士工商の氏名現名帳七十余卷の中に

記し留むる員數十七万八千余人顕然たり、喜捨の淨財

二万金に余りぬれば此時伽藍の修覆金と成就し畢ぬ、

殊更御靈殿戒壇堂は新に御建立なれハ彌物・金物

彩色まで葵の御紋ちらし也、就中戒壇堂の御額は恐れ

かゝやかしける、しかるに其時より年序百三十餘年也、
星霜の積るにしたかひ棟瓦亦傾き落んとすしかのみならず、享和二年六月天雷五重の屋根に余りて千有余年の大塔一時に灰塵となりぬ、儼然たる鎮守社檀樓門廻

廊も焼亡せり、余煙のかかる所御靈殿ハ大破におよび
講人別勸進をゆるさせ給ひ、再び御祈禱料別してハ

公にきこえあけ奉りしかハ則元禄五年壬申二月公序

の御沙汰として白銀五百枚を賜はり、上方近国十万人

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて

公方様より黄金七百枚

御台様より白銀千枚

大姫君様より白銀百枚

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて

公にきこえあけ奉りしかハ則元禄五年壬申二月公序

の御沙汰として白銀五百枚を賜はり、上方近国十万人

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて

公方様より黄金七百枚

御台様より白銀千枚

大姫君様より白銀百枚

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて

公にきこえあけ奉りしかハ則元禄五年壬申二月公序

の御沙汰として白銀五百枚を賜はり、上方近国十万人

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて

公方様より黄金七百枚

御靈殿戒壇堂御造営の為にとありて